



火を取り扱うイベントでは 消火器や届出が必要です

火災予防条例の一部改正についてのお知らせ

安心安全なイベント開催のために、
消火器の準備と開催の届出を！



1

火気に関わるイベントには、消火器の 設置が必要です

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の
集合する催しに際して、**対象火気器具等（裏面参照）**
を使用する場合に消火器（エアゾール式簡易消火具
は除く）の準備が必要です。

2

火気を扱う露店等の開設には、あらかじめ 届出が必要です

上記の①に関連して、対象火気器具等を使用する
露店等を開設する場合には、あらかじめ、その旨を
消防機関に届け出なければいけません。

3

大規模な催しについては、計画書の提出が必要です

出店数が100を越える催しの主催者は、防火担当者の
選任、火災予防上必要な業務計画の作成、提出が必要です。

※当該計画の提出違反があった場合は、罰則が適用されます。



あの事故を繰り返さないために ～福知山市の花火大会～

平成25年8月に京都府福知山市の花火大会で露店の爆発事故が発生し、
死者3名、負傷者56名を出す大事故となりました。このことがきっかけ
となり、平成26年7月1日に火災予防条例が一部改正されました。

火災予防条例 一部改正についての

イベント主催者向けQ&A

皆さんの疑問にお答えします！

Q①

「対象火気器具等」
って、具体的にはどんな種類の
火器の事なんだ？



A①

コンロ、グリドル、ストーブ、炭
火焼の七輪、発電機などの「ガス
や油類を使用したもの」や、電気
調理器具などが対象です。これら
を使用する場合、消火器の設置が
義務付けられます。

設置する消火器は必ず「業務用
消火器」で、使用する火気器具に
適したものを準備してください。



Q②

「露店等」というのはどんな
形態の店が含まれるのかな？



A②

対象となる火気器具（A①参照）
を使用する、又は危険物を取り扱
う屋台、テントその他これらに類
するものが該当になります。判断
がつかないときは最寄りの消防署
へお問い合わせください。

※電話番号はこの面の下部にあります。



Q③

露店の開設届出は
いつまでに提出すれば
いいの？



A③

露店等を開設する場所の最寄りの
消防署へ、開設の7日前までに
提出してください。届出書は各消
防署で受け取れるほか、消防局
ホームページ*からダウンロード
することもできます。

※インターネットブラウザで
「鳥取中部 届出」と検索してください。



Q④

消火器の設置や届出を必要
としない催しには、どんなも
のがあるの？



A④

集まる人の範囲が個人的なつな
がりにとどまる場合（幼稚園での
餅つき大会、近親者同士でのバー
ベキューなど）は、届け出は必要あ
りませんが、判断がつかないとき
は最寄りの消防署へお問い合わせ
ください。



お問い合わせ先電話番号

倉吉消防署：0858-26-2122

羽合消防署：0858-35-2713

消防局予防課：0858-26-7183

西倉吉消防署：0858-28-2110

東伯消防署：0858-52-3346



さらに詳しい情報は
ホームページで公開中じゃよ！

コーイキー博士

鳥取中部

検索